

環境管理委員会からの報告

6月29日（火）に環境管理委員会があり、翌日朝のSHRで「冷房機器を使用する際の注意点」について環境管理委員さんに広報してもらいました。冷房機器を各高校に設置し、それを維持するために大変大きな経費とエネルギーが必要となっています。そうしたことを念頭に置き、ひとりひとりが無駄のない効率的な使用を心掛けて欲しいと思います。

冷房機器の使用の際の注意点を以下に記載しましたので、参考にしてください。

【冷房機器の使用にあたって】

1. 冷房の使用の条件

- 使用時の条件 **室温30℃以上、又は湿度80%以上で室温26℃以上**



2. スイッチの管理

- 教室移動などのときは、環境管理委員がスイッチの「ON」・「OFF」をする。**
※つけっぱなしにならないように注意してください。

3. 運用面での工夫

- 冷房中も廊下側上部窓は換気のため**常時10cm程度開ける。**
カーテンやブラインドも有効活用する。
- CO₂モニターが鳴ったら、エアコンを稼働したまま弓道場側の窓を5分間程度開放して換気**する。

4. その他

- 各ルームに**サーキュレーター**を2台設置しているので、教室内で**冷気を循環させるように**利用する。

